

「KS LEONE 会則」

第1章 総則

- 第一条 (名称)
本会は、KS LEONE と称する。(略称:KS)とする。
小平市サッカー協会及び東京都少年サッカー連盟 14 ブロックへの登録チーム名を「KS LEONE」とする。
(以下総称して「本クラブ」という)
- 第二条 (目的)
本クラブはサッカーの活動を通じて、サッカー技術の向上を図りながら、青少年の健全なる心身の発育をはぐくみ、社会的マナーの向上を指導する事で、多くの上位育成機関(トレセン)への選手の創出と、より上位の大会での入賞を目的とする。
- 第三条 (活動)
本クラブは第二条の目的を達成するために次の活動を行う。
1、定期練習の実施
2、試合・その他の試合の実施・参加
3、合宿・野外活動の実施
4、その他、目的達成に発揚と思われる活動
- 第四条 (会員)
本クラブの会員は、小平市及び近隣の市を含む小平市周辺地域の年長、小学生1年生～6年生を対象とし、練習参加が可能であれば地域・性別を問わず受け入れる。
- 第五条 (入会・退会・休会)
1、入会・退会は、保護者が所定の用紙に必要事項を記入して事務局に提出する。
2、退会にあたっては退会届の提出を持って退会とし、届けが提出されない限り在籍とみなし、会費を徴収する。
3、休会の場合は、本クラブに休会の連絡を持って休会とする。すでに会費を納付している場合でも、返金は認めない。
4、他クラブの入会セレクションを受ける場合は、本クラブを退会してからとする。ただし、2年生以下はその限りではない。
- 第六条 (入会希望者の体験)
本クラブ入会希望者は体験のために相当の日数を設け活動の体験をすることが出来る。なお、上記期間中会費は徴収しないが、1か月程度の体験を行う場合はスポーツ障害保険の加入を義務付ける。
- 第七条 (会費)
1、令和五年、月会費 3,000 円とし、半期毎に徴収する。会費内には、JFA 登録料、ユニ積み立て金も含む。詳細は、KS_LEONE 学年別会費で示す。
2、合宿や遠征等の費用については、都度徴収するものとし、合宿前に説明会を実施する。

第2章 運営

- 第八条 (組織および役員)
1、本クラブの基本方針はコーチ委員会がコーチ会議で決定し、基本方針に基づく本クラブ運営の実務を行うために次の委員をおく。ただし兼任もあり得る。
コーチ委員会 : 1)総監督 1名 2)監督 1名 3)コーチ 5～6名 4)事務局 1名
5)書記 1名 6)チーム会計 1名 7)監査 1名 8)購買 1名

- 2、日常の指導やチーム運営はコーチおよびアシスタントコーチ、保護者ボランティアで行い、報酬は原則として無報酬とするが、活動に必要な経費は報酬の内に入らない。なお、クラブ会員の技術向上を目的として、代表の推薦によりプロの指導者を会費内で収まる報酬で契約を可能とする。プロコーチとの契約については、コーチ委員会の承認の基、決定とする。契約解除についても、コーチ委員会の承認を持って解除とする。
- 3、コーチ委員会はコーチの3分の2以上の承認で決定する。

第九条

(コーチ委員会の任期)

コーチ委員会の任期は1年とする。ただし、再任はあり得る。欠員が生じた時は速やかに後任を選出する。

第十条

(コーチ委員会の主たる職務)

- 1、代表は本クラブを代表し、年間の事業計画の作成等本クラブに関わる事項の運営・統括と、総会の招集を行い、最高決定機関であるチーム委員会の一員とする。
- 2、コーチ委員会は、本クラブ運営の統括を行い、以下の職務を行う。ただし、この職務を役割分担で各委員に振り分ける事ができる。また、代表はコーチ委員会を招集しコーチ会議を開催し、本クラブの運営に関わる事項を決議する。なお、最終決議案が会則の変更および追加事項である場合は、代表が総会を招集する権限を有する。
「コーチ委員会の職務」(代表の職務以外)
全クラブ会員のデータ管理(名簿、連絡網の管理・作成)、日本サッカー協会への登録および抹消手続きとWeb管理、練習場所の確保、クラブ会員への広報、公式戦抽選会および市やブロックコーチ会議等への参加、会費の管理、備品の手配および管理、練習スケジュールの確定、合宿の開催と統括、各学年の招待大会および招待大会の開催。
なお、その他必要な業務がある場合は、その都度、コーチ会議で協議する。
- 3、代表および事務局は諸連絡事項を各学年コーチへ伝達しまとめ役とする。
- 4、指導を行うコーチは、日本サッカー協会のライセンスを積極的に取得し、クラブ会員の安全と技術向上に努める。
- 5、会計(場合によっては事務局が代行)は、クラブ会員の入退会の手続き、コーチのスポーツ安全協会への保険加入手続きおよびそれに伴う必要書類の申請手続き、クラブ会員・保護者の保険加入手続きの管理を行う。なお、この職務を役割分担で各委員に振り分ける事が出来る。
- 6、会計は、学年幹事が徴収したクラブ会費を保管し、経費の支払い、クラブ費出納帳の記帳および管理を行い、総会で会計報告を行う。
- 7、監査は年に一度クラブ費の会計監査を行い、定期総会にて監査報告を行うが、義務としない。
- 8、その他詳細については、基本方針に基づきコーチ会議にて協議し決定する。

第十一条

(コーチ委員会委員の選出)

コーチ委員会委員の選出は、コーチ会議の互選によるものとする。

第3章 会員(保護者)の義務・合意事項

第十二条

(クラブ会員の義務)

- 1、クラブ会員の保護者は、コーチとの連絡係りおよび各学年に連絡係をおき、クラブ会費の徴収、事務局の補佐および諸連絡事項をクラブ会員の保護者に伝達し、学年内での一般事項を取りまとめる。なお、この職務を役割分担で各係りに振り分ける事が出来る。
- 2、クラブ会員の保護者は、クラブの運営に協力するものとする。協力の範囲は、クラブ会員の送迎、グラウンドの取得、学校との協議、備品の搬入搬出、大会の運営補助など、コーチが出来ない範囲において出来るだけ最小限にとどめる。
- 3、クラブ会費納入の義務
※スポーツ障害保険代は含まない
入会届をもって会費を納入する義務を負う。又指定のスポーツ障害保険加入の義務を負う。
- 4、本クラブ練習着等の購入の義務
・1年生でオレンジの練習着を購入する。
・3年生までに青のサブ練習着と移動着を購入する。

・4年生までにジャージを購入する。

5、選手登録は東京都少年サッカー連盟にメンバー登録を行う。したがって、他クラブとの二重登録は出来ない。

第十三条 (クラブ会員資格の失効について)

指導者が適当と認めたクラブ会員に対し、指導者においてその資格に疑問が生じた場合には、保護者との協議の上、本クラブより退くことを命じる事がある。また、クラブ会員の保護者や関係する者の言動が、本クラブに対し著しく支障をきたすと思われる場合は、コーチ会議で協議の上、本クラブより退くことを命じる事がある。

第十四条 (事故に関する民事責任についての合意)

本クラブの管理下における活動中の事故及び本会の指定する場所・解散場所と本会員の住所との通常の経路往復中の事故に際し、会・会員・指導者に対しその損害賠償請求をなすにあたり、スポーツ安全協会の決定する保険金の限度内にその請求をとどめ、その限度を超える分については民事上の請求をしないことを約束するものである。

第十五条 (その他)

第一条から第十四条に示した内容以外に議案が発生した場合は、コーチ会議にて協議し決定する。

改定履歴

2015年4月29日	初版
2016年4月24日	本会則タイトルの改定 第一条:チーム名の改定 第七条の一:会費の改定 第十二条の四:年度の更新
2017年4月23日	第十二条の四:年度の更新
2018年2月24日	本会則をKS LEONEの会則として見直し
2019年4月3日	第七条の一:会費説明の年度の変更とKS キッカーズ LEONE 及び10小SCの徴収分を追記 第十二条の四:年度の更新
2020年8月1日	第一条:チーム名の統一改定 第四条:会員の対象地域、学年を改定 第七条の一:会費金額と徴収次期を変更 第八条の一:全体的に内容を改定 第八条の二:コーチ会議役員の廃止による改定 第八条の三:コーチ会議役員の廃止による改定 第九条:コーチ会議役員の廃止による改定 第十条:コーチ会議役員の廃止による改定 第十一条:コーチ会議役員の廃止による改定
2020年12月5日	第四条:会員の条文の一部修正
2021年5月6日	第六条:条文項目の変更と内容の一部変更 第七条の一:年度の変更
2022年4月4日	第七条の一:年度及び会費の変更 第八条の二:プロ指導者との契約及び解除を追加 第十二条の四:会員購入義務のユニ等の詳細と購入時期を記載
2023年4月12日	第四条:会員の対象地域の表記を変更 第五条の四:四項の追加 他クラブの入会セレクションを受ける場合は退会が必要。 第七条の一:令和四年→令和五年へ変更 第七条の二:遠征等を追加 第八条の二:アシスタントコーチ、保護者ボランティアを追加・変更 第十条の二:桜杯を招待大会へ変更 第十条の七:義務としない、を追加

第十二条の二:招待大会の招待を削除
第十三条:連絡を協議へ変更